

第 1 回 亀山市総合計画審議会資料

令和 7 年 3 月 2 8 日

亀山市 政策部 政策推進課 政策調整グループ

<目 次>

1. 亀山市総合計画審議会について
2. 亀山市総合計画条例について
3. 亀山市まちづくり基本条例について
4. 第2次亀山市総合計画について
5. 次期総合計画策定方針について

1. 亀山市総合計画審議会について

■位置付け

亀山市総合計画条例第14条の規定に基づき、総合計画の策定（変更・廃止）に際して、市長の諮問に対する調査審議を行うための機関として設置しています。

今回の総合計画審議会は、令和8年度からの第3次亀山市総合計画の策定に伴う調査審議を行うために設置しています。

【抜粋・亀山市総合計画条例】

第10条 市長は、次の各号に掲げるときは、あらかじめ、第14条に規定する亀山市総合計画審議会に諮問するものとする。

（1）基本構想又は基本計画を策定しようとするとき

（2）基本構想又は基本計画を変更し、又は廃止しようとする場合において特に必要があると認めるとき

第14条 第10条の規定による諮問に応じ調査審議するため、亀山市総合計画審議会を置く。

1. 亀山市総合計画審議会について

■委員の任期

亀山市総合計画条例第15条第3項の規定により、調査審議を行う総合計画の決定の日までが任期となります。

【抜粋・亀山市総合計画条例】

第15条第3項 委員の任期は、その者の調査審議に係る亀山市総合計画の決定の日までとする。

1. 亀山市総合計画審議会について

■会議運営に当たって

- ・ 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選で定めます。
- ・ 会議は、会長が招集し、議長となります。
- ・ 会議は、委員の2分の1以上が出席して成立します。
- ・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決します。
- ・ 必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができます。
- ・ 会議は、原則公開とします。
(傍聴の可否は、会長がその都度審議会に諮ります。)
- ・ 会議時間は、長くとも概ね2時間とします。
- ・ 議事録（会議概要）を市HPで公表します。（発言者名は非公開）

2. 亀山市総合計画条例について

亀山市総合計画条例（平成27年6月30日施行）



■条例の目的（第1条）

総合計画の策定に必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政運営を図り、まちづくりの推進に資することを目的としています。

■総合計画の策定（第3条）

市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

■総合計画の位置付け（第4条）

市の最上位の計画とする。市が別に策定する計画の策定または変更を行う場合は、総合計画との整合を図らなければなりません。

■審議会への諮問（第10条）

総合計画を構成する基本構想、基本計画を策定、変更、廃止しようとする場合、市長は亀山市総合計画審議会に諮問するものとする。

2. 亀山市総合計画条例について



■総合計画審議会の設置（第14条）

第10条の規定による諮問に応じ調査審議するため、亀山市総合計画審議会を置きます。

■総合計画審議会の組織（第15条）

亀山市総合計画審議会は、委員15人以内で組織します。

■選出区分（第15条第2項）

- （1）公共的団体等の代表者
- （2）知識経験を有する者
- （3）公募により選出された者
- （4）その他市長が必要と認める者

■委員の任期（第15条第3項）

委員の任期は、亀山市総合計画の決定の日までとする。

3. 亀山市まちづくり基本条例について

亀山市まちづくり基本条例（平成22年4月1日施行）

■条例の目的

市民・市議会・市の執行機関の3者が互いを尊重し、協働してまちづくりに取り組むための誰にも共通なまちづくりの9つの基本原則を定めている。

新たな自治の確立を図る。

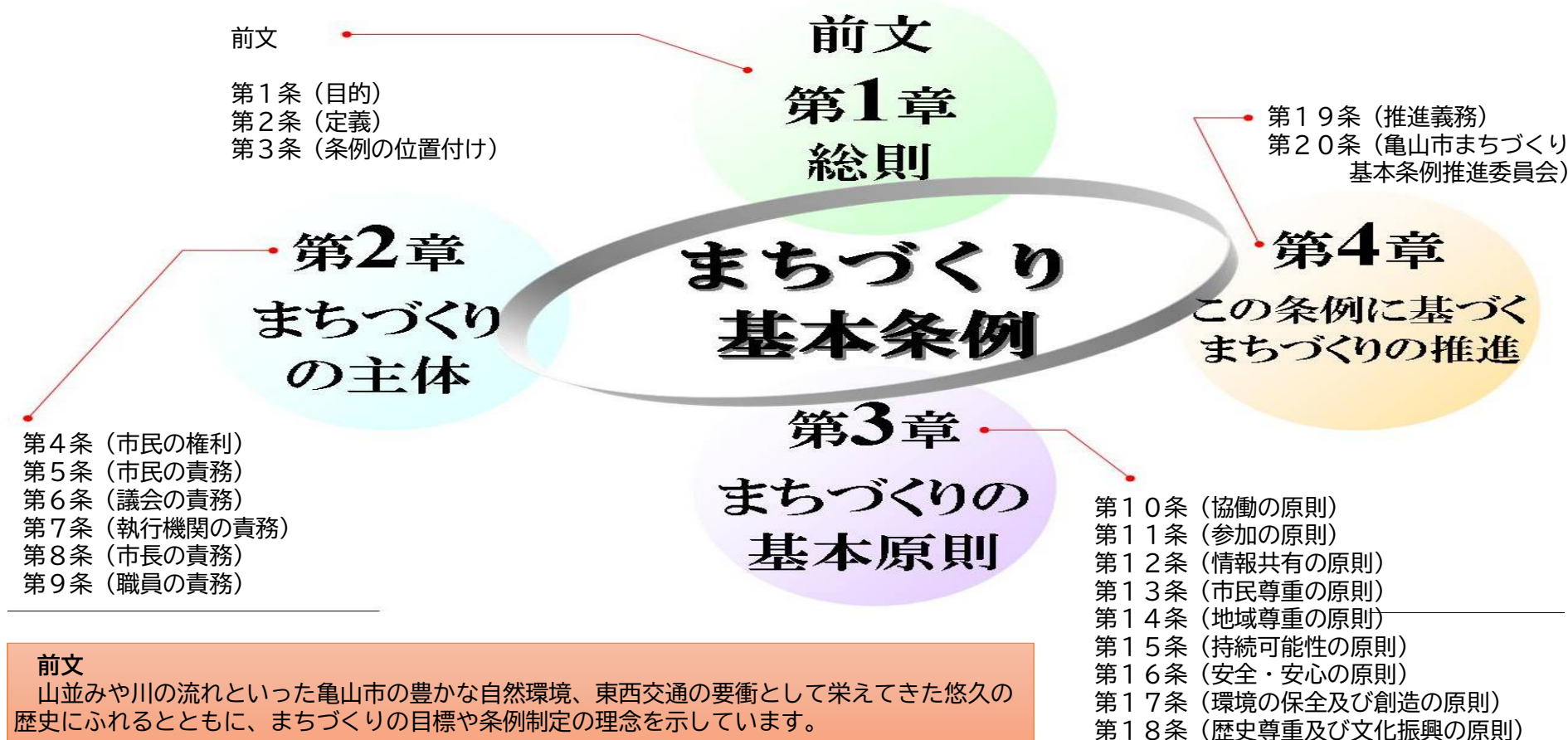
「亀山市らしいまち」を実現することを目的としています。

総合計画と亀山市まちづくり基本条例

■条例の位置付け（第3条第3項）

執行機関は、亀山市総合計画条例第2条第1号に規定する総合計画その他の計画の策定並びに政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

3. 亀山市まちづくり基本条例について



第1章「総則」

条例制定の目的、この条例で使用する用語の定義や、この条例の位置づけについて定めています。

第2章「まちづくりの主体」

まちづくりの主体である、市民、市議会、市の執行機関の権利や責務を定めています。
また、執行機関の中でも、特に市長と職員の責務を定めています。

第3章「まちづくりの基本原則」

亀山市のまちづくりを行う際に誰にも共通な9つのきまり（基本原則）を定めています。
亀山市のまちづくりは、この基本原則にそって行われます。

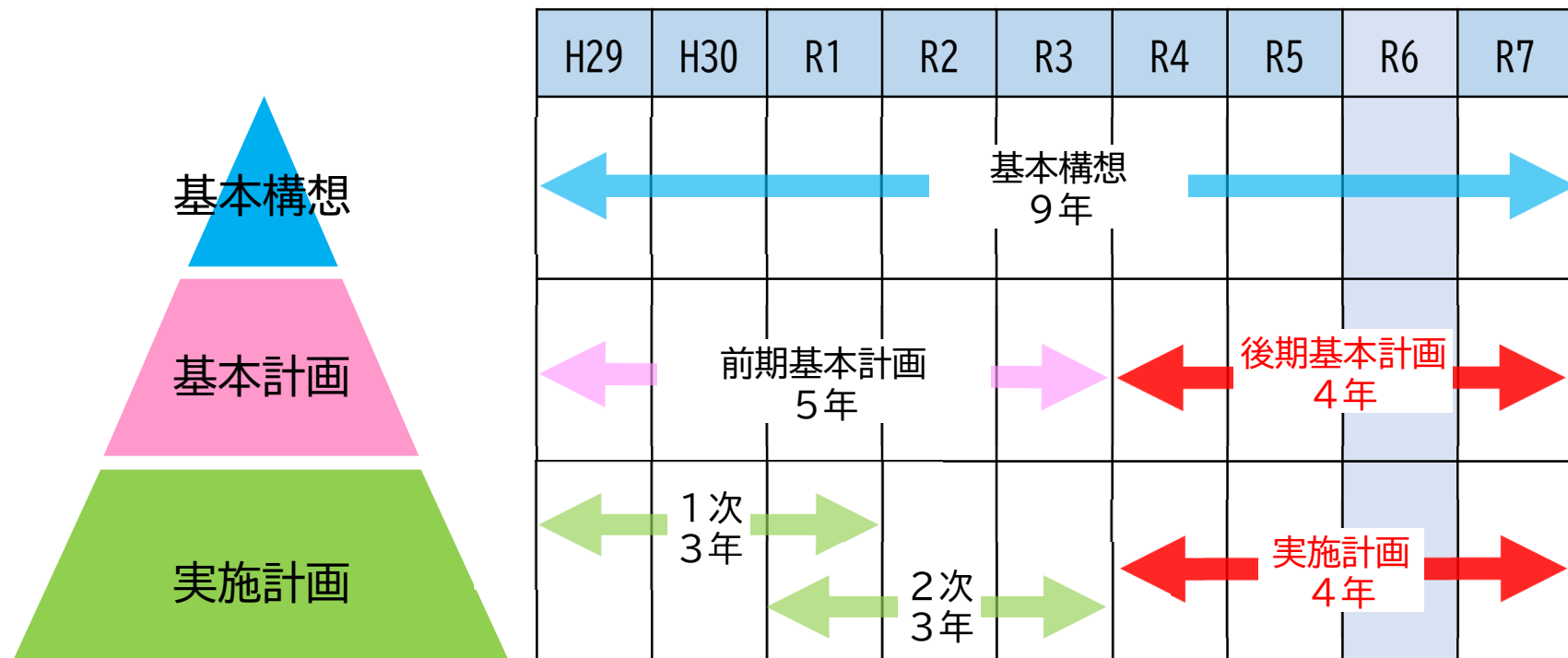
第4章「この条例に基づくまちづくりの推進」

この条例の推進のための具体的方法を定めることや、この条例の推進のために必要な事項について調査検討する、「まちづくり基本条例推進委員会」の設置を定めています。

4. 第2次亀山市総合計画について

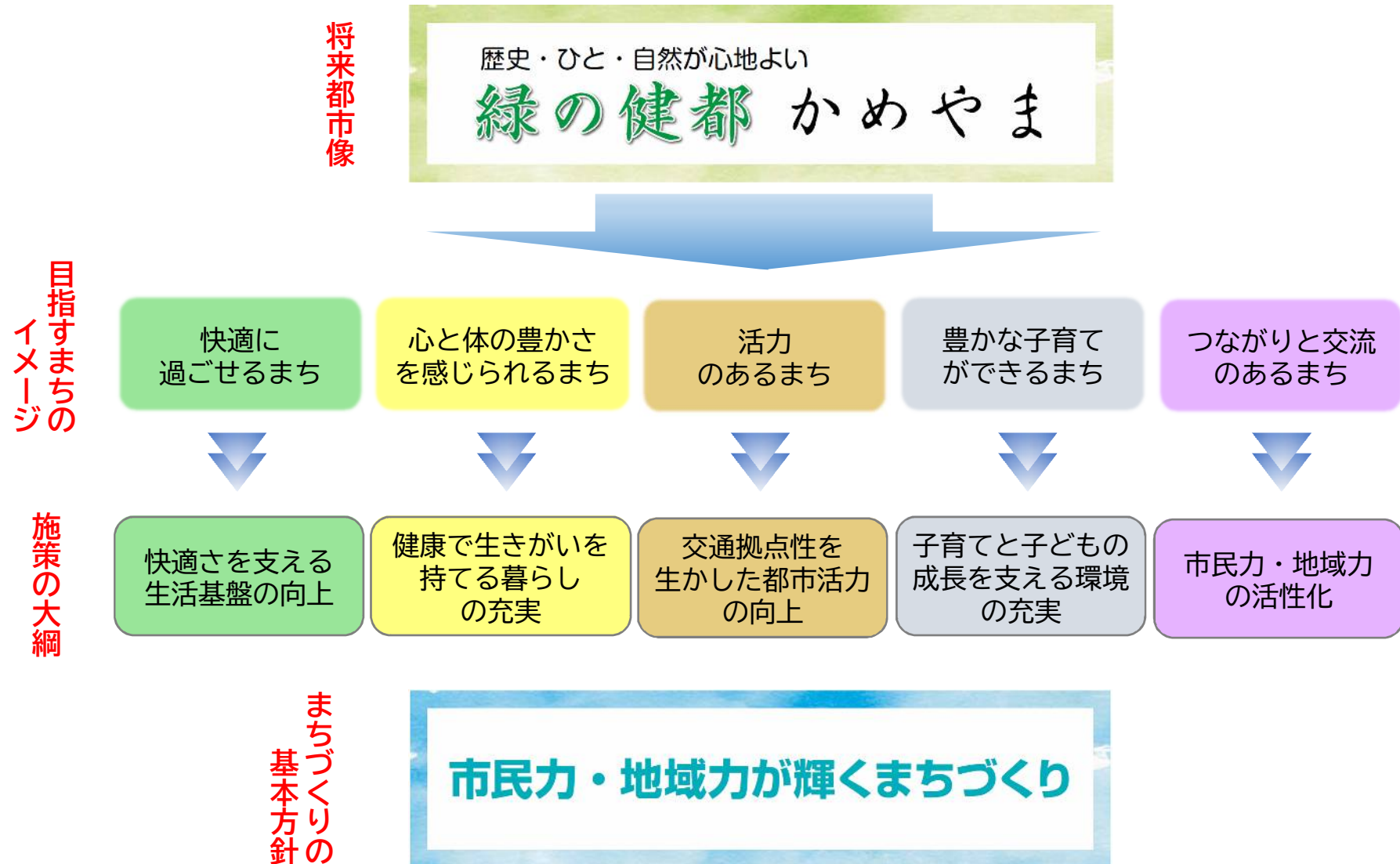
総合計画は、本市の最上位計画となるもので、長期的な将来展望の下に、市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針となります。

【総合計画の構成と期間】



4. 第2次亀山市総合計画について（基本構想）

【基本構想の構成】



4. 第2次亀山市総合計画について（前期基本計画）

【前期基本計画の構成】



4. 第2次亀山市総合計画について（前期基本計画）

■戦略プロジェクトとは

前期基本計画の推進力を高めるため、政策や施策の枠組みにとらわれない戦略的な視点に基づき、重点的に取り組むものです。

5つの戦略プロジェクトを設定し、関係する政策・施策を連動させることで、相乗効果を高め、計画全体の推進を牽引します。

戦略プロジェクト 1 「健都さぷり」プロジェクト **【健康】**

戦略プロジェクト 2 「安全力ジャンプアップ」プロジェクト **【安全】**

戦略プロジェクト 3 「J R 亀山駅周辺拠点力向上」プロジェクト **【拠点】**

戦略プロジェクト 4 「ジモトノココロ」プロジェクト **【ふるさと】**

戦略プロジェクト 5 「そして、親となるまち」プロジェクト **【定住】**

4. 第2次亀山市総合計画について（後期基本計画）

【後期基本計画の構成】



快適さを支える生活基盤の向上	健康で生きがいを持てる暮らしの充実	交通拠点性を生かした都市活力の向上	子育てと子どもの成長を支える環境の充実	市民力・地域力の活性化	行政経営
10 基本施策	7 基本施策	5 基本施策	2 基本施策	4 基本施策	4 基本施策
35 施策の方向	28 施策の方向	18 施策の方向	12 施策の方向	13 施策の方向	12 施策の方向
102 施策	77 施策	45 施策	43 施策	28 施策	35 施策
4 重点プロジェクト					

6 施策の大綱



32 基本施策



118 施策の方向



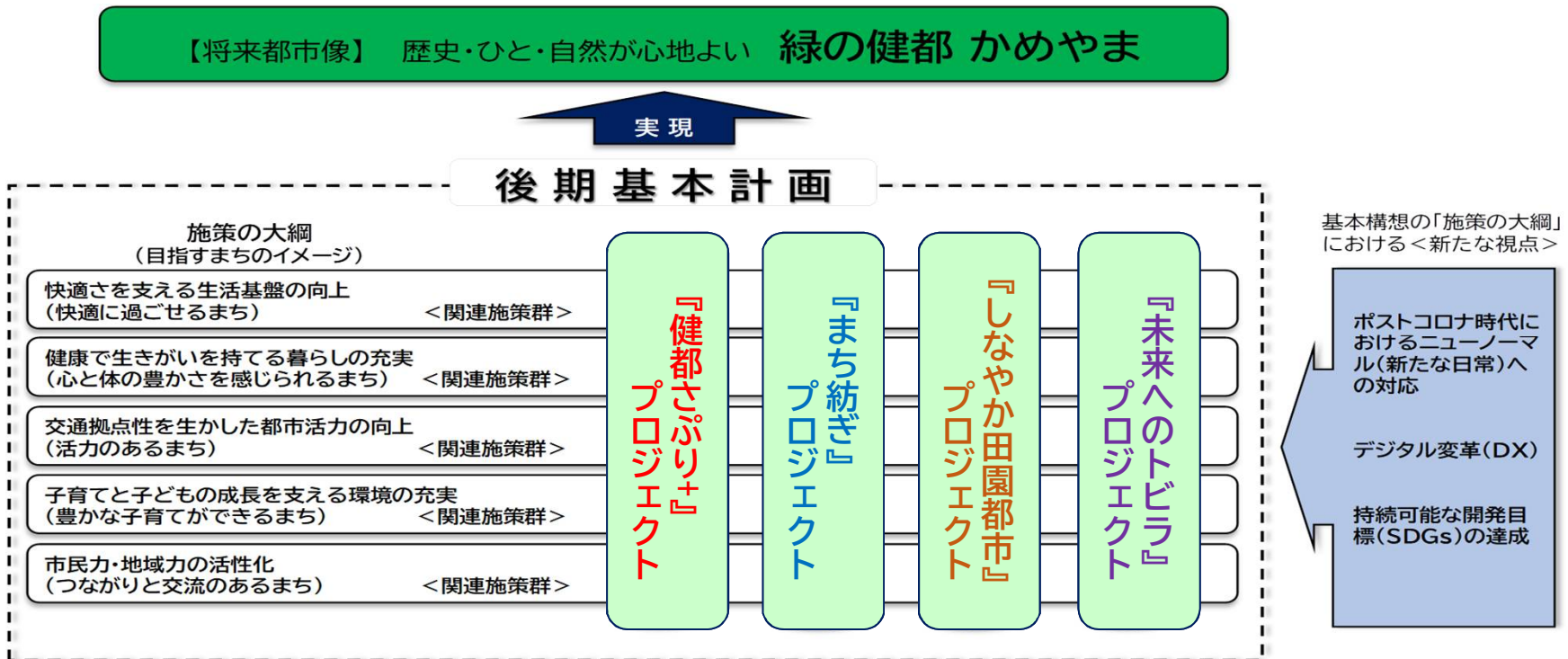
330 施策

4 重点プロジェクト

4. 第2次亀山市総合計画について（後期基本計画）

■重点プロジェクトとは

後期基本計画に重点的かつ分野横断的に取り組む4つの重点プロジェクトを位置付け、さまざまな地域資源の活用や多様な主体との連携・協働、行政の経営資源の重点化等により、その優先性と効果性を発揮させながら関連施策を推進することで、後期基本計画の実効性の向上を図っています。



5. 次期総合計画策定方針について

■背景と趣旨

平成29年3月に、亀山市総合計画条例に基づき、平成29年度から令和7年度までの9年間を計画期間とする「第2次亀山市総合計画－グリーンプラン2025－」を策定し、持続的に成長する都市を目指し、将来都市像の実現に向けたまちづくりを積極的に展開し、8年目を迎えています。

この間、人口減少社会の到来や物価の高騰など、社会経済情勢の動向とともに人々の価値観も変化してきました。

一方、本市は、今後も都市の持続的な成長と市民のQOLの向上に向け、健全な財政運営の下、総合的かつ計画的なまちづくりを展開していかなければなりません。

こうした中、令和7年度末をもって、市の最上位計画である第2次総合計画の計画期間が終了するため、令和8年度を始期とする次期総合計画の策定にあたり基本的な方針を策定するものです。

5. 次期総合計画策定方針について

■計画の名称

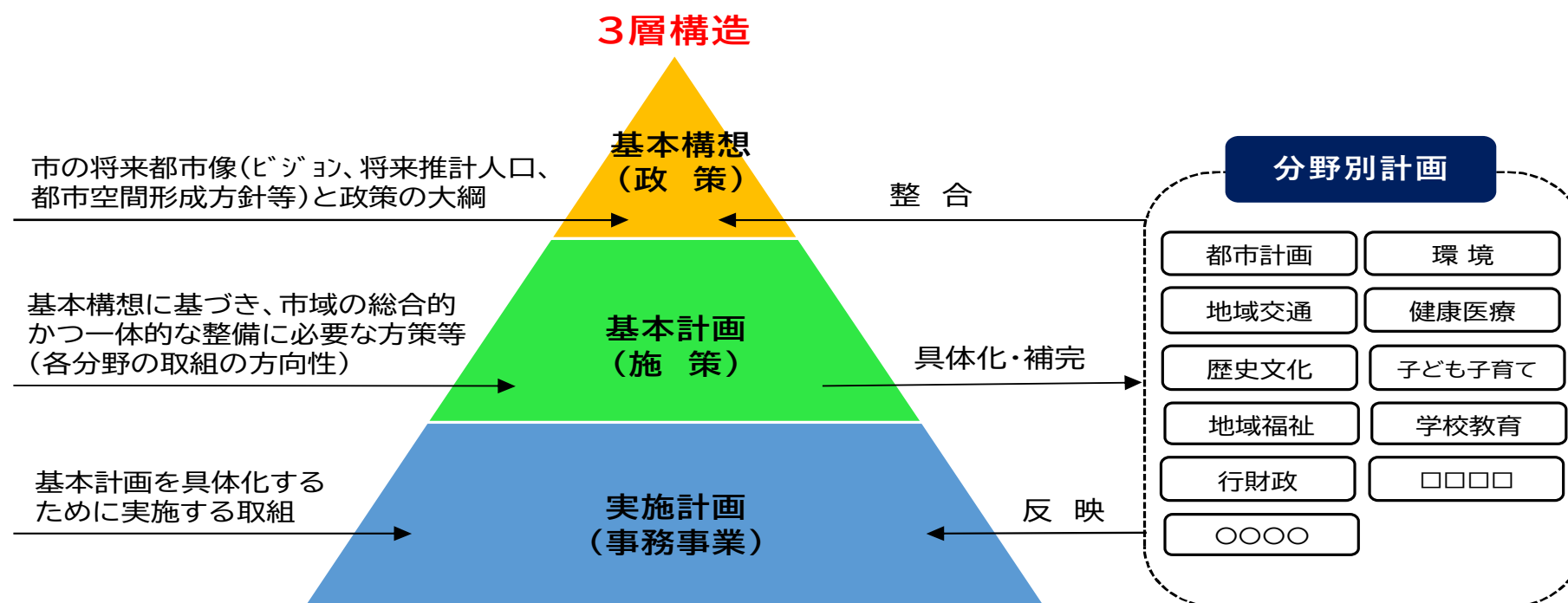
「第3次亀山市総合計画」とします。

<計画の構成>

「基本構想」市の将来像及びこれを達成するための政策大綱を示すもの。

「基本計画」市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策等を示すもの。

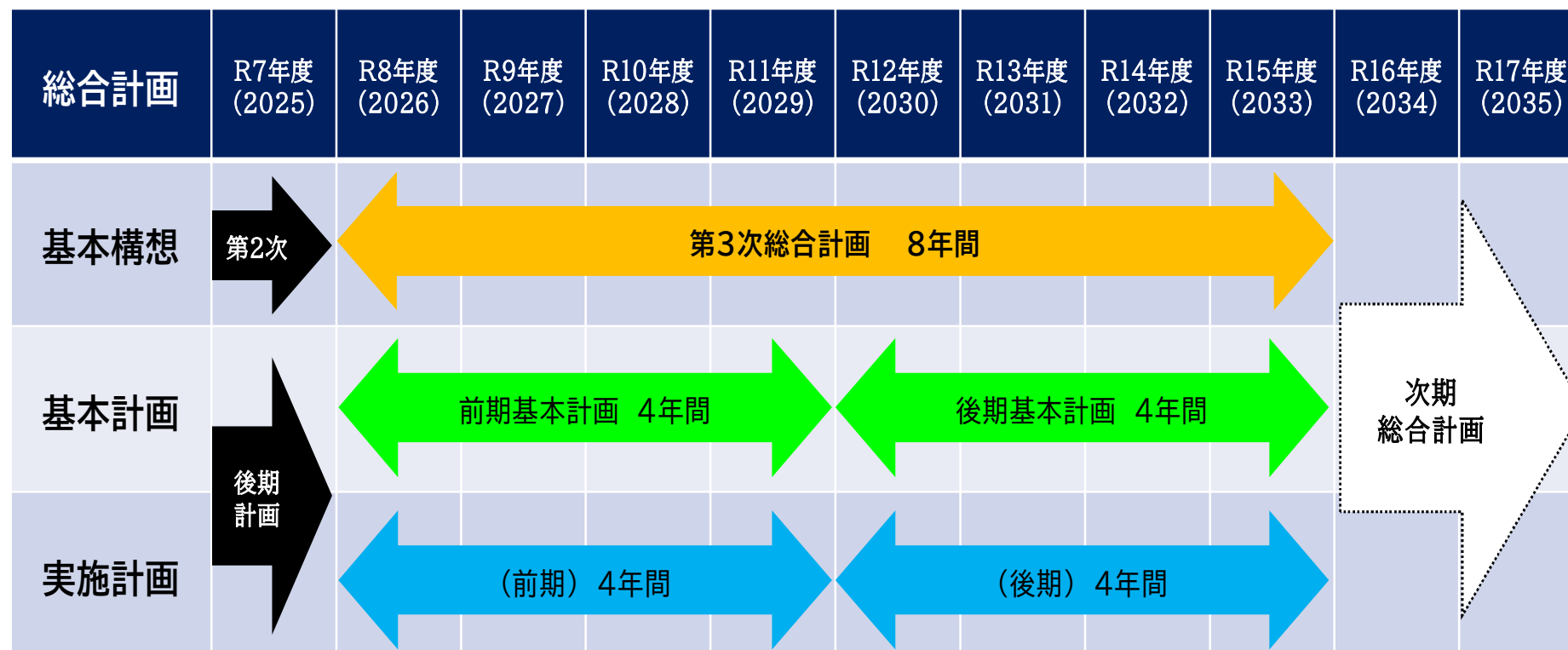
「実施計画」基本計画の具体的な実施に関して策定するもの。



5. 次期総合計画策定方針について

■計画の期間

- 「**基本構想**」 令和8年度から令和15年度までの**8年間**。
 「**基本計画**」 **前期基本計画**：令和8年度から令和11年度までの**4年間**。
 後期基本計画：令和12年度から令和15年度までの**4年間**。
 「**実施計画**」 基本計画と計画期間を同じとする。



5. 次期総合計画策定方針について

■計画策定に当たって配慮すべき視点

【視点1】時代の潮流や外部環境の変化への対応

不確実性・変動性の時代における複雑かつ先行き不透明な社会経済情勢を踏まえつつも、DXやGXの進展、SDGsの推進など、時代の潮流や外部環境の変化を大きく捉えるとともに、広域的視点も含めた本市を取り巻く情勢等を把握し、それらに適応した政策方向等とします。

【視点2】人口減少への対応と持続可能で活力あるまちづくりの展開

人口減少社会の中において、中長期的視点に立って人口減少への対応を図るとともに、今後の地域経済動向や本市の財政状況、公共インフラの機能確保等を見通しながら、誰もが活躍できるウェルビーイングな地域社会の実現を目指し、持続可能で活力あるまちづくりの展開に向けた政策方向等とします。

【視点3】将来を見据えた戦略性のある都市形成

コンパクト・プラス・ネットワークの都市形成を進める中で、リニア中央新幹線の三重県駅誘致をはじめ、鈴鹿亀山道路の整備促進、新庁舎の整備など、中長期的なまちづくりを展開する上で交流促進の拡大等につながる大きな転換点を迎えつつあるため、こうした都市機能の整備動向等を見据えた政策方向等とします。

5. 次期総合計画策定方針について

■計画策定方法に関する基本的な考え方

【①市民参画による計画づくり】

計画策定における様々な段階において、市民が参画しやすい環境づくりに取り組み、市民の意向を計画へ反映できるよう努めます。中でも、将来を担う若い世代や子育て世代等の意見を取り入れる機会を積極的に確保することとします。

【②施策等の重要度・優先度が明確で、実現性のある計画づくり】

施策等の重要度や優先度を明らかにするとともに、限られた行政経営資源に裏付けられる実現性のあるものとして取りまとめます。

【③市民に分かりやすく、適切に計画管理ができる計画づくり】

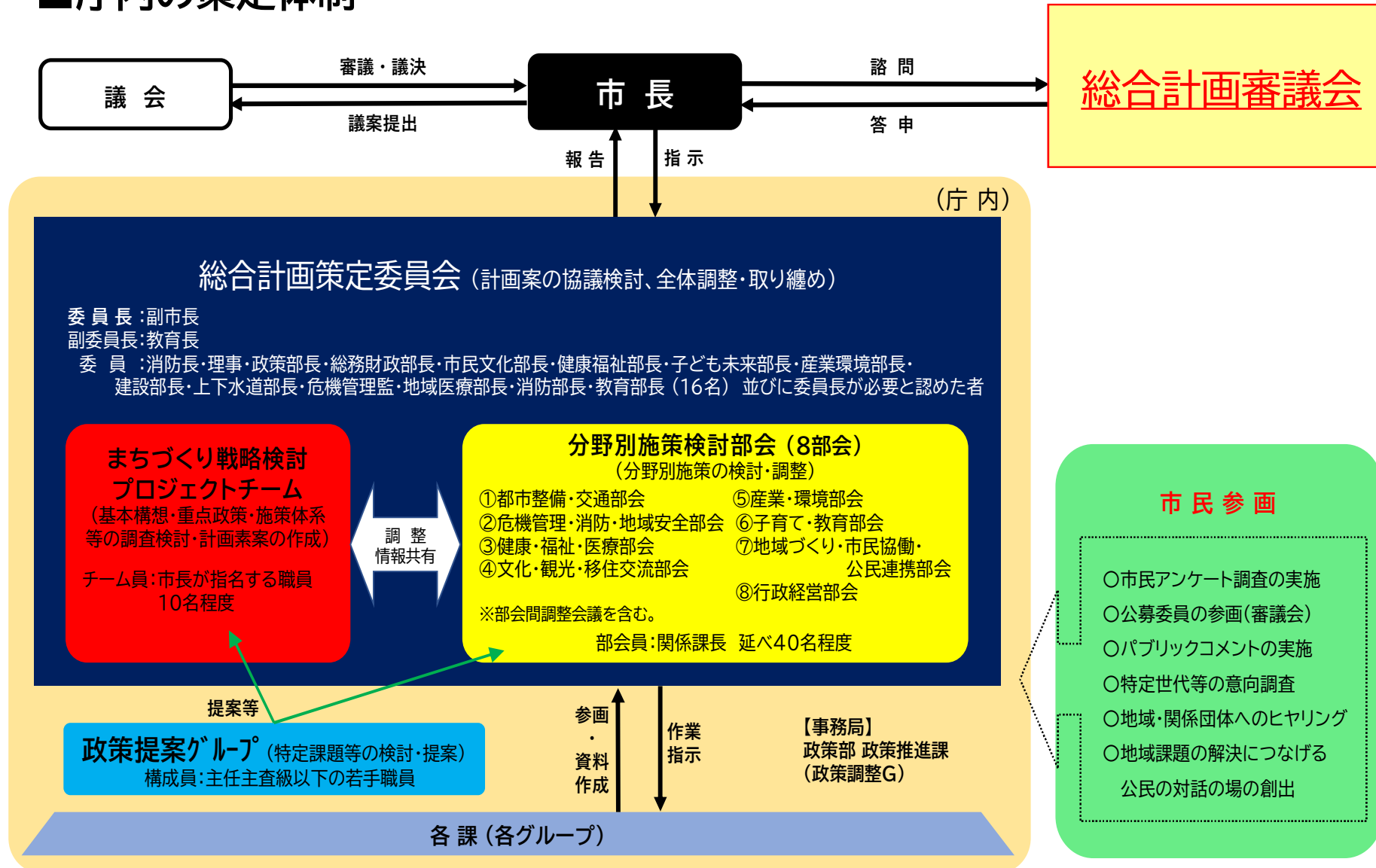
まちづくりに対する一層の市民参画を促進するため、情報共有を図るべく、市民に分かりやすい計画内容とするとともに、適切に計画の進行管理や施策等の評価ができるものとしします。

【④職員の政策形成能力の向上や組織横断的な調整・連携を強める計画づくり】

第3次総計を実質的に推進していくこととなる組織人材を積極的に計画づくりに参画させ、計画づくりを通じた職員の政策形成能力の向上や風通しの良い組織風土の醸成につなげます。

5. 次期総合計画策定方針について

■市内の策定体制



5. 次期総合計画策定方針について

■市民参画の主な取り組み（全般的な取り組み）

1. 市民アンケート調査 【令和7年3月 実施中】

従前の調査からの経年変化の把握、新規項目の調査、デジタル手法の活用

2. 公募委員の参画 【令和7年3月～総合計画決定の日まで】

総合計画審議会への公募委員の積極的登用

3. フォーラムの開催 【令和7年5月 実施予定】

市民と共にまちづくりを考える場づくりとして開催

4. パブリックコメント手続きの実施 【令和7年度 実施予定】

「亀山市市長部局におけるパブリックコメント手続きに関する方針」に基づき、パブリックコメント手続きを実施

5. 次期総合計画策定方針について

■市民参画の主な取り組み（特定世代への取り組み）

1. 小・中学生アンケートの実施 【令和7年3月 実施中】

タブレット端末を活用し、まちづくりや暮らしやすさ等のアンケートを実施

2. 高校生・若者世代等の意見把握 【令和7年3～4月 実施中】

市内高校生へのアンケート及び若者世代へのヒアリングの実施

3. 子育て世代の意見把握 【令和7年3月 実施中】

アンケートの実施

4. 移住者・転入者の意見把握 【令和7年1月 実施済】

市外から転入した市民を対象にヒアリング調査

5. 次期総合計画策定方針について

■市民参画の主な取り組み（地域や関係団体、その他の取り組み）

1. 地域まちづくり協議会へのヒアリング【令和6年12月～令和7年2月 実施済】

市内地域まちづくり協議会全22地区へのヒアリングの実施

2. 各種関係団体へのヒアリング【令和7年2～4月 実施中】

社会福祉協議会（CSW）や亀山商工会議所等へのヒアリングの実施

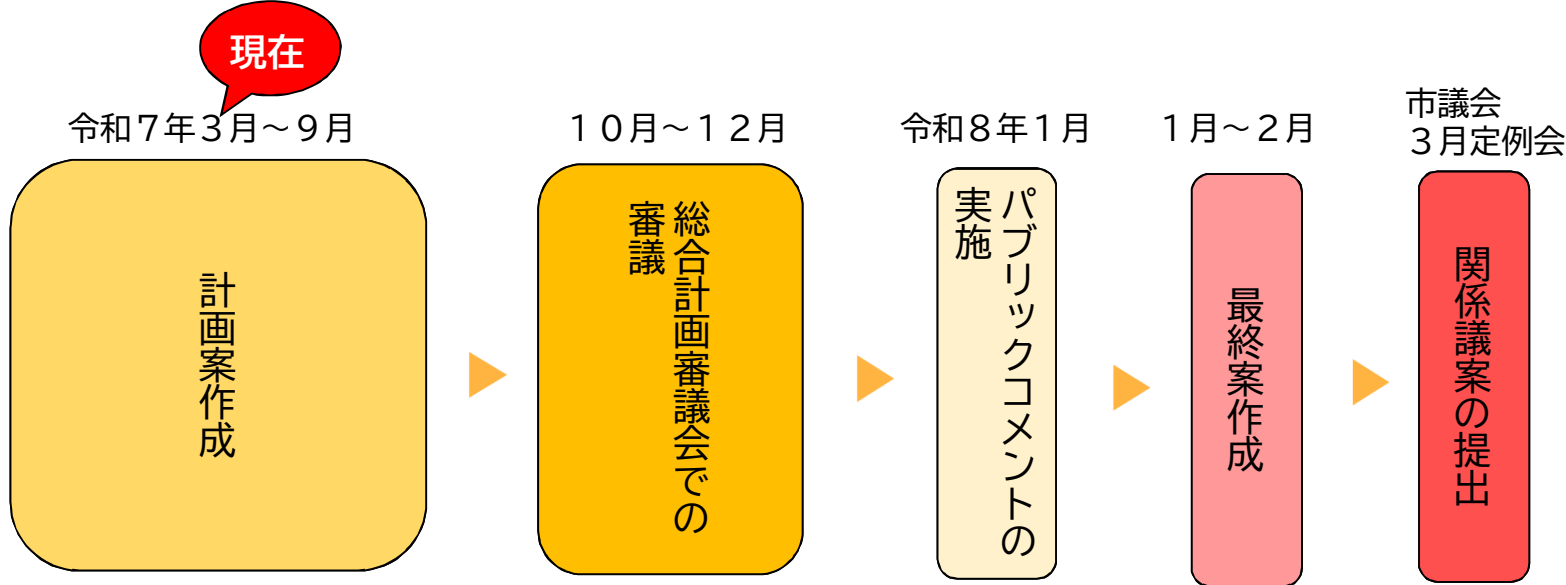
3. 公民の対話の場の創出【令和7年度 実施予定】

企業人や若者、行政など、行政と民間が相互の強みを生かし、地域課題の解決につなげるための公民の対話の場を新たに創出します

5. 次期総合計画策定方針について

■策定スケジュール

【計画策定作業フロー】



日程	R 7 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R 8 1月	2月	3月
審議会	第1回		第2回		第3回	第4回		第5回 (諮問予定)	第6回 第7回	第8回			